

貯蓄預金規定

改正後	現 行
<p>貯蓄預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>1. 預金契約の成立 <u>当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p> <p>1の2. 取扱店の範囲 この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 (省 略)</p> <p>3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。<u>ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u> (以 下 省 略)</p>	<p>貯蓄預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>1. 取扱店の範囲 この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 (省 略)</p> <p>3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 (以 下 省 略)</p>